

章 滋賀県産業振興の基本方向と基本方策

1 基本理念

産学官連携体制の構築と 創造型・自律型産業構造への転換

多様な大学の立地、民間研究機関など研究開発機能が集積し、かつ創造的思考に適した豊かな自然や歴史遺産、文化芸術環境を有するとともに、京阪神都市圏、中京都市圏そして北陸圏の3圏域の中心的位置にある滋賀県は、この恵まれた要素を最大限に活用していく中で、これからの日本の科学技術立国・頭脳立国を支え、新しい産業おこしのメッカになるべき地域であると考えられます。

また、意欲ある製造業が立地集積する県として、上記の優れた条件のもとにおいて産学官連携を推進し、技術開発の推進、付加価値の向上を図ることにより、創造型モノづくりの方面でパイオニアになる可能性を持っています。

さらに、今日の人口増加を背景として、生活の質的向上や住みやすさの追求を重視しながら、製造業のサービス化や商業の振興が図られることにより、21世紀に通じる県民・生活者のためのビジネス（ビジネスモデル）が創出されていくものと見られます。

このような基本的認識に立ち、琵琶湖をはじめとする自然と共生してきた長い歴史と、コンパクトながらパワフルな活力を擁する滋賀の地においては、自然にやさしく人に幸せをもたらす、21世紀の社会に適応していくことができる産業を創出・振興していくことができる可能性を有しています。

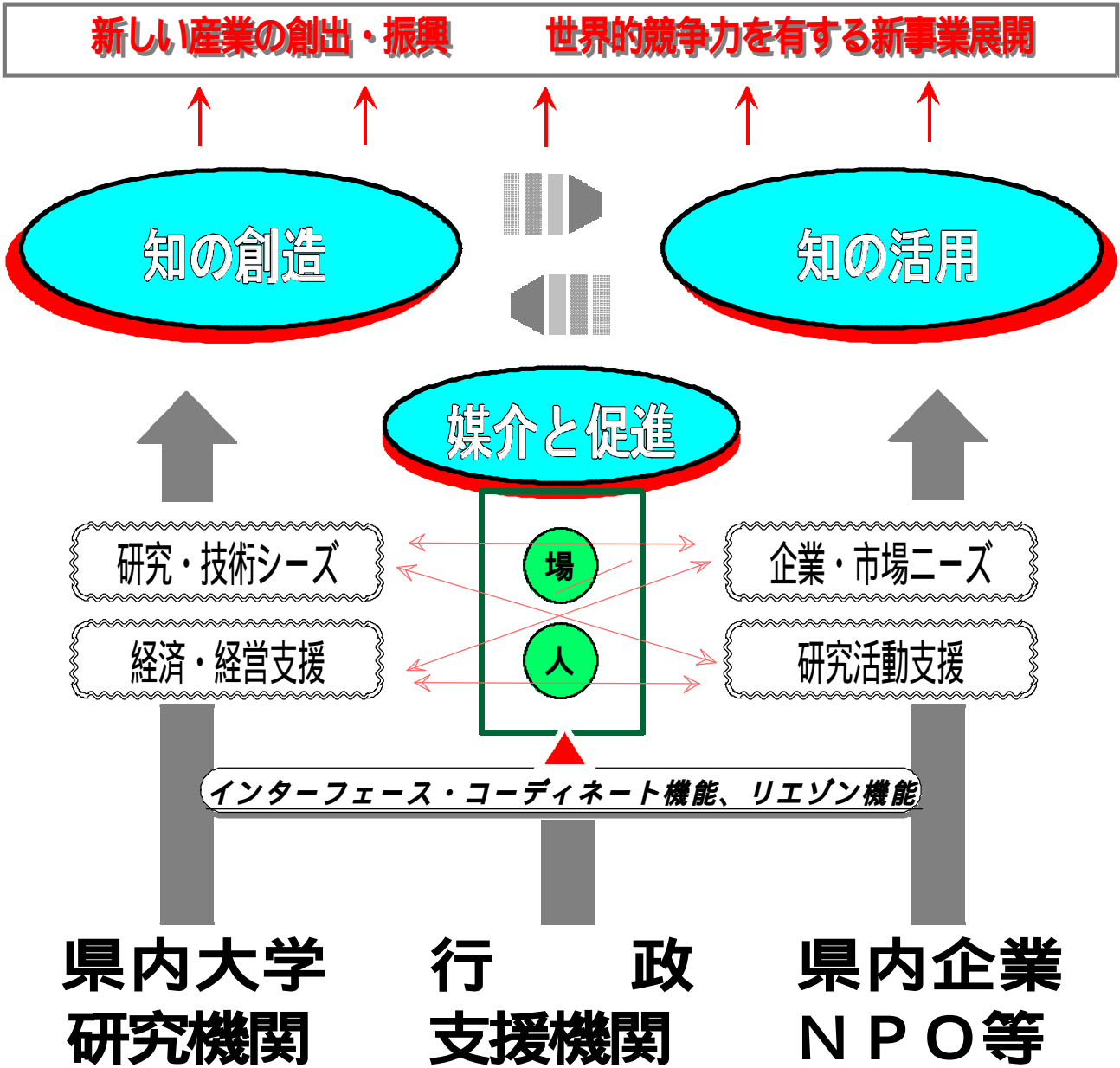
そのためには、これまでの産学官連携の取り組み実績・成果を基にしながら、決して上述の既存条件に甘えることなく、しっかりと将来のとるべき方向を見定め、産業振興に向けた地道な努力を積み重ねながら、県民・NPOや金融機関を含む産学官それぞれがお互いの智恵と力を結集することを機軸として、人と人、モノとモノ、情報と情報の交流・交換ができる揺るぎないネットワークを構築していくことが重要です。

また、このような連携を基に、世界的競争に打ち勝てる新しい技術や新サービス、付加価値、市場および雇用を創造し（創造型産業構造への転換）、かつ、既存のものや既定の制度に依存せず、社会や環境の変化に柔軟に対応できる自律・発展が可能な産業の育成に向けて（自律型産業構造への転換）、産学官が一体となって、地に着いた振興方策を力強く展開していくことが必要とされています。

創造型産業構造への転換スキーム …… 別図1参照

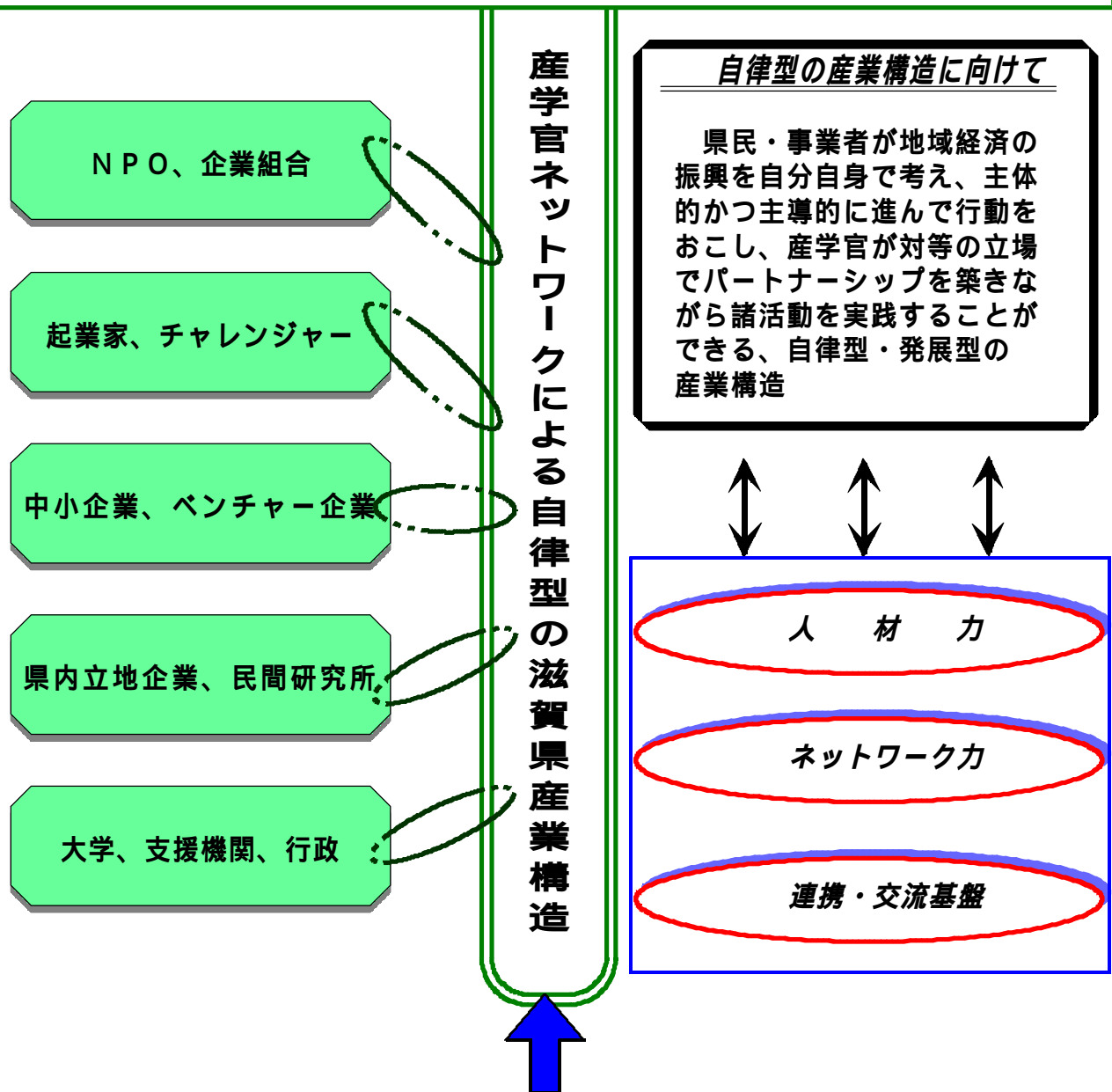
自律型産業構造への転換スキーム …… 別図2参照

創造型の産業構造



滋賀県資源等	心の豊かさを人々に与え、創造的な思考を可能とする豊かな自然文化環境 県内外の研究交流を可能とする、京阪神等大都市圏に近い地理的な好環境
	多様な大学の立地と内陸工業県としての生産現場、研究開発機能の集積 企業退職者、県外からの移住者等に見られる優秀な技術・経営者の存在 大学、企業、研究機関等が一体となった人的ネットワークの形成

自律型の産業構造



県内	創意と工夫による元気ある企業の増加(中小企業創造活動促進法認定企業) 顔の見える、産学官のヒューマン・ネットワークの形成 (産学官連携)
国内	中小企業基本法の改正 (独立した中小企業者の自主的な努力を前提) 財政構造改革 (民主導による経済の自律回復のための環境整備)
社会	環境にやさしく、生活者・個人を重視した社会システム (循環型社会) NPO活動の活発化とコミュニティビジネスの萌芽 (社会起業家)

科学技術と人材による県産業の振興

科学技術の振興については、理工系における基礎研究のみでなく、産業に結びつく応用研究等のもとより、健康・福祉や医学などのその他の分野、さらには経済、経営等にも及ぶ「総合的な判断」が必要であり、このことが地域産業の振興を支えるものと考えられます。この点、比較的狭い地域に多分野の大学、研究機関等が立地し、その中で多様な能力を持つ人材を有する本県は、有機的な産学官連携を重ねつつ、人材の積極的な育成を進めることにより、県産業の振興を図ることができると考えます。

2 1 世紀繁栄型の産業スタイルの創出

創造型・自律型産業構造への転換を図っていく上では、20世紀の重厚長大型の産業構造に目標におくのではなく、自然と文化、暮らしと経済との新しい関係、あるいは限られた資源を大切にす21世紀型の生活を探っていく中で、新しい生活のスタイルを提示しつつ、需要の喚起を図っていくことができる、新しい産業スタイル（それを提示できるビジネスモデル）を創出すること、またそれを全国に先駆けて発信し、世界産業の発展に貢献していくことが大切であると考えます。

産業振興における「人」と「環境」との調和の追求

産業活動を展開する上では、生活する人々（生産者と消費者）、琵琶湖や自然への「やさしさ」を大切に、たとえばゼロエミッションやリサイクル運動、ISO 14001などの環境マネジメントシステム、クリーンエネルギーへの取り組みなどを進めるとともに、豊かな自然環境の中で、人々が創造性を発揮し、共感し、楽しさを味わうことができる産業社会の構築を限りなく追求していくことが重要であると考えます。

アジアや欧米等とのパートナーシップ

産業空洞化が大きな懸案材料となっている中ではありますが、これに臆することなく、県内産業のブランド力やコアとなる技術力の向上を図りながら、アジアのみでなく欧米にも広く目を向け、これらの国・地域との産業面での強力なパートナーシップを築いていくことが必要であると考えます。

章 滋賀県産業振興の基本方向と基本方策

2 基本方向〔戦略視点、戦略方向〕と基本方策

基本認識と主要テーマから導き出される基本方向

基本方向、基本方策の項目	主要テーマに基づいた方向性（主なもの）
(1) 素材を活かした滋賀らしさの追求	新事業展開・・・大学、研究機関立地等の滋賀のポテンシャルを活かす 産学官連携・・・顔の見えるヒューマン・ネットワークを推進する 産業活動環境・・・産業の活動にとって魅力ある滋賀を絶え間なく追求する
(2) 時代に先んじる新産業の創造	新事業展開・・・環境産業等の立体的、有機的な連携と融合を推進するとともに、産学官が一丸となった支援体制の強化を図る 雇 用・・・雇用の受け皿づくりを進める
(3) 「智の利」を基にした科学技術と人づくり	新事業展開・・・環境産業等を支える人づくり 産学官連携・・・大学と地域産業とを結ぶコーディネート機能を強化する 科学技術と人づくり〔この課題全体に係る〕
(4) 時代の変化に対応した地域産業の創生	と・・・地場産業等に対して高付加価値化と研究開発機能の強化を推進する 地域産業・・・〔この課題全体に係る〕
(5) 県民の力を原動力とした経済の再生	県民活力・・・〔この課題全体に係る〕 雇 用・・・NPOの支援等を推進する
(6) グローバル化への対応	新事業展開・・・総合的なバックアップ・支援体制を構築する 科学技術と人づくり・・・海外からの優秀な頭脳を導入する

(1) 素材を活かした滋賀らしさの追求

- - - 産業環境と産学官連携 - - -

戦 略 視 点

産業活動が展開しやすい環境づくりに向けて、滋賀が有している素材やポテンシャルを十分に活かしていくことが大切であり - - 産業環境 - -、そのためには、産業に関わる全ての者が進むべき方向と自己の役割をしっかりと見つめ、県民や金融機関を含む産学官がお互いに素晴らしい資源（人材、資金、情報・智恵など）を持ち寄り、自由闊達に交流しつつ - - 産学官連携 - -、小さいながらも元気ある取り組みや少数精鋭の実のなる連携を数多く精力的に育てていくことが重要です。

特に、産業環境については、企業のイノベーションを誘発するための滋賀県固有の価値や魅力を高めていくこと、産学官連携については、「打てば響く」ような、顔の見える、人と人とのネットワークの形成を土台に据えることが大切です。

戦略方向

【 】 産業環境の整備

円滑な産業活動を支えるため、「第二名神高速道路」などの交通アクセス網やブロードバンド環境といった情報・通信網の整備などのハード基盤はもとより、環境への配慮や労働安全衛生、高年齢者、女性、障害者などの雇用に対応した安心・安全面からの環境整備、労働福祉等の観点での文化面、学校教育面からの環境整備を進めます。

【 】 産学官連携体制の構築と機能の充実強化

企業経営アドバイス機能の充実や販売チャネルづくりなどの、経営指導を中心とする産業支援機能の充実、産学連携を一層進展させるための大学の機能充実の推進、知的財産権に関する総合支援体制の整備を推進します。

【 】 新事業への挑戦

企業自らが自立の精神を持って新しい事業展開に向かって挑戦するとともに、産学官がそれぞれの役割のもとに連携して、金融、雇用、製品開発、販売までの経済発展のプロセスを重視しながら支援機能の充実等を図ります。

【 】 産業立地の戦略的展開

産業立地を促すための力強い体制とそのための支援を強化・充実させるとともに、滋賀の産業立地魅力等を発信します。

基本方策

【 】産業環境の整備

(1) 道路や鉄道などの交通網の整備

大学等の研究者や産業界の実務者の交通利便性を高め、“産学連携”を一層促進するための交通アクセスとして、県内の大学や公設試験研究機関を結ぶ道路や、大学の周辺道路、主要幹線道路との連絡道路などの整備を推進します。

また、地域経済界等の積極的な参画のもと、「第二名神高速道路」「東海道新幹線（仮称）びわこ栗東駅」「琵琶湖環状線」など、道路アクセス網・鉄道交通網や高速交通基盤・物流基盤の整備等、産業振興を図る上で重要な交通インフラの整備を推進します。

(2) 情報通信網の整備

産業界などでの高速かつ大容量の情報通信ニーズに対応するため、「びわ湖情報ハイウェイ」の機能を高めることなどにより、産業界のIT化促進や県域を越えた産学官交流の場の設定、複数の大学等が共同研究、共同開発するための情報インフラの整備、海外とのアクセス環境の整備を推進します。

(3) 自然環境の保全に配慮した環境づくり

「環境こだわり県」にふさわしい産業環境づくりを推進するとともに、企業や事業者等それぞれが、地球環境全体のことを考え、環境負荷の低減や産業資源の有効活用など、自然環境との調和を目指した事業活動や環境貢献活動を展開します。

また、全県的にISO14001などの環境マネジメントシステムの取り組みの促進を目指していくとともに、そのための産業支援機関等における環境配慮面での指導力や機動力を強化します。

さらに、県民やNPOを含む産学官が力を合わせて、新産業、新事業の創出にも結びつくエコライフ（自然環境配慮型のライフスタイル）を実践していきます。

(4) 安心・安全に配慮した環境づくり

安心して産業活動が展開できるよう、くらし安全づくりを進め、火災や自然災害に対し迅速に対処する消防防災機能や、労働安全衛生の指導、体制等を強化します。

また、企業や行政等がそれぞれの役割に基づいて、IT化等の産業高度化に伴う労働疾病対策や従業員のメンタル・ケアなど、衛生・医療体制の充実を図ります。また、高年齢者や女性、障害者等の就業機会の増加、就業形態の多様化等に対し、誰もがいきいきと働ける快適な職場環境の実現を図るため、安心できる職場環境の整備を推進します。

(5) 文化・教育面からの環境づくり

ストレス過多の現代社会にあって労働福祉面での環境整備として、また、創造的な産業活動ができる基盤づくりとして、舞台芸術や美術観賞のための文化ホールや美術館、図書館等の文化・教育・教養施設の機能充実、およびこれらのサービスの向上を目指した取り組みを推進します。

また、小学校の児童、中学・高校の生徒に地域の商店街や工場での業務を体験させたり、高校生のインターンシップ制度の導入等、学校教育段階での就業意識の向上を図ります。

さらに、総合的な人材教育の場として、高等教育、専門教育について、産業界等との連携による実践的な教育を展開します。特に、大学等においては、その持ちうる機能を最大限に活かして教育環境（文化・風土）の醸成を行います。

(6) 企業経営面からの人づくり・環境づくり

経営者、事業者、さらにはアントレプレナー（起業家）においては、産官・支援機関等と連携して、近江商人の経営理念に見られる経営戦略や人材育成、企業倫理等を企業経営の実践活動の場で活かすとともに、将来に対する夢と希望を持ち、安定的かつ持続的な事業経営体質を構築していきます。

また、地域社会における企業として、地域の文化振興事業や環境保全活動に参加し、また、NPOと連携・協働を図るとともに、行政等においては、厳しい時代に立ち向かえる経営者の育成支援をはじめ、社会貢献の基本的な枠組みを提示し、その普及活動を強めながら、企業の社会貢献活動を奨励・推進します。

(7) 地域特性・ポテンシャルに着目した取り組みの推進

産学官は、国における「構造改革特区」に対し本県からの提案と取り組みを進める一方で、県内各地域からの自発的な発案と積極性を重視した上で、地域特性に応じた規制の弾力化等「選択と集中」の手法により、地域特性に応じた滋賀県ならではの構造改革と地域産業の再生を図るとともに、県内各地域の産業の特色、魅力やポテンシャルを積極的に発信していきます。

【 】産学官連携体制の構築と機能の充実強化

(1) 産学官連携体制の構築

大学においては、中小企業との連携の一層の向上に視点を据えて、技術・研究相談や共同研究などに関わる、産業界との連携機能を強化するとともに、経済団体や産業支援行政機関、金融機関を含む産学官が三位一体となり、企業研究者と大学研究者との交流の場づくりなど、大学の情報、研究成果、人材を核とした総合的な連携体制を構築します。

また、産学官は、有機的なヒューマンネットワークの形成を目指した「産学官交流の場」を創出しつつ、共同研究や異業種等による新事業展開などが促進される、活気ある活動展開の雰囲気づくりを進めます。

この連携体制を軸として、特に行政等においては、第二創業や共同研究などが展開されるよう、少数精鋭のサロン、研究会等に対する支援を充実します。

(2) 大学発産学官連携機能の充実強化

大学における産学官連携機能の充実に向けて、地域の産業界も含む産学官が協調連携して、研究シーズを事業化するなどの特色あるインキュベーション機能の充実強化を進めます。また、起業支援や経営支援までを網羅して大学発ベンチャーを促進させるとともに、大学が有する研究成果等と産業界における事業ニーズとのマッチングを図ります。

行政は、大学等の積極的な参画のもと、大学等技術移転に対する取り組みを進め、産学官のヒューマン・ネットワークなどの滋賀県としての特性が発揮できる技術移転システムを構築します。

(3) 中小企業の産学官連携への取り組み促進

中小企業や事業者等は、産学官連携に対する認識を深めつつ、大学、民間研究機関や産業支援機関等とのさまざまな交流の機会を積極的に活用します。このような交流の場への積極的な参画により、大学等との共同研究や研究成果の事業化など、自社における製造技術の高度化や新事業分野への積極的な展開を図ります。

(4) 商工団体、産業支援機関における産学官連携の充実強化

各種の経済団体や産業支援機関においては、企業はもとより大学に対しても、経営支援や新事業展開支援に関わる産学官連携の関連データ・情報を集積・提供することなど、産学官連携における一層の充実、強化を図ります。

また、行政や産業支援機関との連携を活用して、機会を提供するとともに、人材（コーディネーターなど）や情報を活用して、産学官連携のための支援ネットワークの形成を推進します。

(5) 県、市町村における産学官連携の充実強化

市町村等において、県内企業や地域内商工団体との緊密なネットワークを構築していくことにより、地域内産業界におけるさまざまな課題を吸収、把握し、また、産業支援機関や大学等との連携を強化することにより、産業界支援体制の充実、強化を図ります。

さらに、産業課題に適切に対応するため、行政内部の意思決定を明確化、迅速化させながら、産業界と大学等の研究機関との連携を推進するための企画機能、コーディネート機能の充実を図ります。

【 】新事業への挑戦

(1) 新事業展開の促進

産学は、調査研究活動やベンチャービジネス支援へのこれまでの取り組みを基に、「経営革新・第二創業」シーズを積極的に発掘・発信し、事業化・商品化のためのマーケティング活動を推進します。一方、行政は、こ

のような取り組みを促すため、産業支援機能の充実を図り、個別具体的かつ専門的な経営指導を強化します。

また、事業者・中小企業等は、農業や観光、サービス業との連携といった産業分野にとらわれない積極的な事業を展開します。

さらに、行政等は、県内の中小企業等での優れた技術（「オンリーワン」など）や時代にマッチしたサービスに重視し、その開発、事業化等を促しつつ、企業の経営革新に関わる取り組みを推進します。

中小企業等は、企業間のネットワークづくりを進め、協業化をはじめ、共同受注、共同仕入れ、共同配送等の取り組みや、経営者をはじめ、実務者間の人的交流を進め、これらネットワークによる事業推進の強化を図ります。

(2) 事業展開手法の再構築と評価

中小企業等は、企業体質の強化や新しい事業への挑戦を重要視した上で、事業経営のための資源（技術や経営知識など）を企業戦略面から再構成していくとともに、顧客の視点に立った最適なシステムや良好な顧客関係の構築を目指します。

このような新しい事業展開手法の導入を含め、これによる高付加価値の新しい技術やサービスの創造、雇用創出について、金融機関をはじめ産学官が一致協力して支援するとともに、企業の地域貢献や目覚ましい取り組みを評価します。

(3) 企業と企業との連携の推進

大学、研究機関等との連携により、中小企業等は、技術力やマーケット力を一層強化し、ピラミッド型の「垂直分業」から、創造型の「水平分業」への転換を目指して、企業間の連携関係の強化を図ります。

また、進出企業・工場については、県内中小企業との情報の交換など、新たな受注先の確保等を目指し、技術や事業展開の面からの緊密なネットワークづくりを図ります。

(4) アウトソーシング等の推進

産学官それぞれが、外部委託（アウトソーシング）の手法に着目し、体質のスリム化や事業の効率化、迅速化を図るとともに、事業の中核となる経営資源（コア・コンピタンス）の育成により経営体質を強化します。

(5) 制度融資・資金調達制度の充実

制度融資対象や条件などについては、時代の変化に見合った形で絶えず見直していくことを重視し、ベンチャー支援に対する資金調達や直接金融への視点も取り入れて、中小企業の資金調達の充実を図ります。

(6) 経営指導を中心とした産業支援の機能充実

行政や支援機関は、産業支援面から、経営コンサルタントなどの専門家、実務経験や専門的な資格を有する企業OB、退官教官などを積極的に活用し、産業支援機関等におけるマンツーマン・サポート体制（1対1の経営指導）と強靱な経営アドバイス機能を構築することによって、滋賀県における産業支援機能の充実を図ります。

また、金融機関はじめ産学官は、それぞれの役割に応じて、商社や流通業者、各種経済団体との交流や応援、事業プレゼンテーションの場の提供という側面から販売開拓のための機会づくりとこれへの参画を推進します。

行政は、「創造法」認定企業や「経営革新法」承認企業など、意欲ある企業に対するフォローアップの充実を目指し、起業意欲の醸成や大学等の研究機関への紹介などを通じた更なる研究開発や経営革新への指導、支援機関を通じての人的ネットワークなどによる個別具体的な支援を推進します。

【 】産業立地の戦略的展開

(1) 産業立地推進体制の強化

産学官が一体となって県内産業活動環境の整備を進める中で、行政においては、部局間の連携をより一層密にしながら、総合的かつ効率的に他地域の企業情報収集や県内立地環境の課題の把握と県内情報の積極的な発信を行いつつ、人的な面においても企業誘致の体制を充実させます。

この中で、一元的に企業誘致活動を展開し、かつ、その事務処理を迅速化させるなど、企業誘致面におけるワンストップサービスを強化します。

(2) 産業立地政策の充実

滋賀県への産業立地にかかる支援や税制などの既存の枠組み・制度を見直すとともに、既存企業の定着化や活性化のための新たな視点を加え、地域に調和した産業立地の推進を目指して、時代や産業環境の変化に即応した取り組み等により、産業立地政策の一層充実を図ります。

また、同時に、滋賀県が地域として企業の競争優位に積極的に貢献していく視点を重視し、企業を世界から吸引するための情報力等を充実させます。

(3) 滋賀県産業の魅力の発信

県外から企業や人材・頭脳を呼び込むための多面的な魅力の発信に取り組み、様々な広報メディア等を活用しながら、滋賀県が有する産業振興面での魅力について、県内産学官それぞれの役割に応じPR活動を展開します。

(2) 時代に先んじる新産業の創造

- - - 滋賀 3 K 産業およびバイオ産業、IT 関連 - - -

戦 略 視 点

グローバル化の進展により企業間競争の厳しさが増し、世界の中での生き残りが問われている今、何を重点に据えるかという「選択と集中」は、個々の企業の活動において大きな課題ですが、その際、時代の流れと今後の方向を十分に見極めて、地域としての戦略的な目標を掲げ、しっかりとその重点を見定めた、計画的な取り組みが必要です。

滋賀県が有する資源やポテンシャル、取り組み実績や技術、今後の市場から判断すると、今後も「環境」「健康福祉」「観光」(これらを『滋賀 3 K 産業』と表す) および「バイオ」「IT」(ソフトを含む)の各重点産業分野、基盤の面を含めた重点先端技術として「バイオテクノロジー」、「IT」、「ナノテクテクノロジー」に対し、これまでの成果をしっかりと見据えつつ、他地域との違いを明確にして、県民や金融機関を含む産学官連携により集中的・重点的な取り組みが必要です。

ただ、これらは個別独立に推進されるのではなく、人、モノ、情報などの効果的な融合により、また、従来の第一次産業から第三次産業という既定の枠組みを取り払った中での事業展開や産業振興策により、これからの資源循環型社会や新しいライフスタイルにマッチした、滋賀県ならではの新しい産業が創出・振興されると考えられます。

さらに、滋賀の人材力、ネットワーク力、文化や歴史、交通情報基盤などの素材、すなわち智恵と力を、これら重点産業分野等へ絶え間なく注入することにより、他の都道府県では見られない、滋賀に根ざした産業を振興することが必要です。

戦略方向

【 】 環境産業・健康福祉産業・観光産業への戦略的な取り組み

滋賀の産業ポテンシャルと産学官ネットワークを十分に活用しながら、滋賀 3 K 産業に対する戦略的な取り組みを展開します。

【 】 バイオ産業の振興

大学等学術研究基盤を拠点として、滋賀にふさわしいバイオ分野の産業を創出・育成するための土壌づくりを進めます。

【 】 IT 産業の振興と IT 化の促進

滋賀のモノづくり技術を活かした IT 産業の振興や、中小企業の IT 化の推進、SOHO 支援等の取り組みを展開します。

基本方策

【 】環境産業・健康福祉産業・観光産業への戦略的な取り組み

環境産業

(1) 環境関連のコア技術の強化と地域COEの形成

企業それぞれが、県内での環境への取り組みから磨かれたコア技術を事業展開に活用していくとともに、行政は、その技術をさらに一層強化し、コア技術としての地位を確かなものとしていく方向で、大学を中心とした産学官連携により、環境関連技術の共同研究を進め、研究体制の構築を図りながら、地域COE(研究拠点)の形成を目指した取り組みを進めます。

また、行政や事業者等は、「エコ村」への取り組みや琵琶湖の環境保全など、環境面における様々な動きを的確に捉えつつ、環境産業面での滋賀県の素材の活用方策を考察します。

(2) 環境ビジネス拡大に向けた条件整備

「環境ビジネスメッセ」などを通じて、滋賀の環境ビジネスを広く国内、世界へと展開していくことができる機会を創出していくとともに、創業者やコンサルタント等も含めて、環境ビジネス拡大に向けた情報交流を図ります。

(3) 環境関連技術による国際的な連携の推進

欧米等の環境先進都市・地域との環境面での交流を活発にし、また、ゼロエミッションの手法や環境技術などについて国際的な連携を図ります。

(4) 資源循環をベースとした農業分野等との連携推進

農業や「土(ソイル)」といった資源や、今後その活性化が社会発展面で期待される、リサイクルや資源再利用等の細目分野に着目して、産学官が連携して、農業分野等との連携も視野に入れた取り組みを推進します。

(5) 環境に配慮したモノづくりの推進

環境配慮型の設計として「エコデザイン」を重視し、産学官が協働してその応用を研究するなど、モノづくりの面での積極的な導入を図ります。

健康福祉産業

(1) 経済の自律を促す健康福祉産業ネットワークの形成

健康、福祉、医療等の面から、生活の質・住民福祉の向上と産業との関係をしっかりと捉えた上で、自律循環型の健康福祉産業の発展に向けて、民・福・医・産学官ネットワーク体制を構築します。

また、産学官が協調して、生活者に視点をおいた21世紀型の健康福祉ビジネスのモデルを滋賀県から発信します。

(2) 新規参入と新規創業を促す場づくり

健康福祉産業は芽生えたばかりの産業であることから、「健康福祉ビジネスクリエーションフォーラム」の機会を活用するなど、新規参入・新規創業を促す場づくりを進めます。

(3) 事業化・産業化の推進

健康福祉ビジネスの成功事例が生まれ、それらが県全体としての健康福祉産業の創出に刺激を与えることを重視し、行政等は、起業家に対して事業化等に対するインセンティブなどを与えるとともに、産学官連携体制を活用しながら創業から事業化までの一連の支援策を展開します。

(4) 支援のための情報プラットフォームづくり

行政は、産学官および福祉関係機関等による協力のもと、健康福祉産業の育成に役立つ情報の交流について、その情報のプラットフォーム化を目指した支援の枠組みづくりを推進します。

(5) 健康福祉産業の将来構想の推進に向けた取り組み

21世紀のあるべき産業社会を描きながら、民・福・医・産学官が一体となって、健康福祉と産業との融合による健康福祉の向上と産業発展の未来型まちづくりの観点から、健康福祉産業の持続的な発展を目指した将来構想を設定します。

観光産業

(1) 観光振興体制の整備・強化

民間事業者が積極的に参画し官民一体となって観光交流の振興を担う中核的な組織である(社)びわこビジターズビューローを中心として、観光産業の横断的な協力や、県民・NPO、大学などの幅広い連携による観光推進体制の強化を図ります。

(2) 豊富な観光資源を生かした滞在型観光の推進

自然体験型観光や歴史探訪型観光をはじめ、エコツーリズム、スポーツ・健康づくりや食文化をテーマとした観光、農林漁業体験や地域住民とのふれあいや交流、地場産業や伝統工芸の体験、製造工程等を見学する産業観光など、地域の資源を生かした多彩な滞在型観光を創造します。

地域の観光資源をテーマ等で結び広域的な魅力あるイベントを創造するほか、関連事業者の相互連携を強化し、話題性やテーマ性のある参加・体験・保養型等の多様な観光要素を組み合わせた誘引力のある商品企画の提供に努めます。また、ゆったりとくつろげる宿泊や心あたたまるもてなし、独創的な土産物づくりなど来訪者のサービス向上に努めます。

(3) 来訪者の積極的誘致の推進

広域的な観光キャンペーンの展開や映像・活字媒体の多面的活用、ITの積極的な活用等により、来訪者の立場に立ったきめ細かな情報提供に努め、滋賀の観光魅力を効果的に発信します。

また、コンベンションの誘致を推進するとともに、外国人来訪者の積極的な誘致のため、東アジア地域を中心とした国別・地域別の効果的なプロモーション活動を展開するとともに、宿泊条件やインフォメーション機能など受け入れ体制の整備を図ります。

環境、健康福祉、観光の各重点産業分野の結集と融合

- (1) 「滋賀らしさ」が発揮できる具体的な領域の確定
技術面、人材面等の様々な要素を検討しながら、環境、健康福祉、観光等の各産業分野の中において、滋賀の持ち味を活かして重点的に取り組める領域を発掘します。
- (2) 各重点産業分野の有機的な連携と融合
産学官連携の中で、分野間の垣根を越えた技術交流や情報交換などを積極的に推進し、分野の融合による新しい産業技術の開発や新しいビジネスモデルの創造を促します。また、そのための仕掛けづくりを行います。
- (3) 各重点産業分野に共通する「バイオ」「IT」「ナノ」等技術の向上
産学官が連携して、県内企業が有するナノテク等基盤技術の発掘を進め、これらの技術を環境産業等へ活かしていくための仕組みを構築します。
また、機械系やロボット系の技術にも着目し、それらと健康福祉産業等との結びつきを強化します。
- (4) 広域的な「クラスター」形成に対する取り組み
近畿県全体を含む「クラスター」の形成に対しては、モノづくりの集積はもとより、これに滋賀の重点産業分野に対する取り組みを反映させていくために、産学官が協調して臨んでいきます。
また、この分野で、広く近畿圏内の企業を滋賀県へ呼び込む活動を活発にするなど、近畿や中部、北陸も視野に入れた広域的な展開を図ります。
- (5) 戦略的なビジョンの策定と推進
重点事業分野については、産学官の強力な連携体制のもと、アクションプログラムに基づいた計画的な事業の推進を図ります。

【 】バイオ産業の振興

- (1) 大学等学術研究基盤を拠点とした戦略的な取り組み
長浜バイオ大学をはじめとする学術研究基盤において、産学連携による産業創出に向けた取り組みを展開します。
- (2) バイオ産業ネットワークとバイオステージづくり
産学官連携によるバイオ産業の広域的なネットワークを形成するとともに、滋賀にふさわしいバイオ産業を振興するためのステージづくりを推進します。
- (3) バイオビジネスの支援機能の形成
人材育成をはじめ、技術支援等、事業化のための総合的な支援体制を構築します。

【 】 I T 産業の振興と I T 化の促進

(1) I T 産業の振興

滋賀のモノづくり技術と I T との融合、電子・電機分野の立地環境の整備、「びわ湖情報ハイウェイ」の活用などを図る中で、滋賀の多様で活力のある産業集積を活かした I T 産業の振興を促進します。

(2) 中小企業 I T 化の推進

中小企業がその技術や新事業展開の側面で積極的に I T を活用し、グローバルなネットワークを自分のものにする方向が重要であり、このために、行政や産業支援機関等において、十分な県内企業の I T 実態把握に基づく総合的な I T サポート体制を確立するとともに、インターネットセキュリティに対する情報提供などの支援を推進します。

(3) I T 化推進ネットワークづくり

滋賀県内の I T 資本（人材など）の整備と I T 活用の創出を目指して、産学官による I T 化推進のためのネットワークを形成します。

(4) モノづくりにおける I T 高度化の推進

企業をはじめ行政や産業支援機関等において、設計や生産の現場における I T 人材の育成に取り組み、また、ソフトとハードの両面から I T 製品の開発を進めます。

(5) S O H O 拠点づくりと経営支援の強化

民主体の S O H O ビジネス拠点の形成を促すとともに、産学官連携して、S O H O ビジネスにかかる交流の機会の創出や、その普及啓発や起業化に対するサポートを推進します。

(3) 「智の利」を基にした科学技術と人の育成

- - - 創造型モノづくり - - -

戦略視点

科学技術と産業技術は表裏一体の関係にあります。広く自然科学・社会科学・人文科学についての知見は、モノづくりを中心とした産業活動にとっても基礎となるものです。

この面で、滋賀の地は、理工、医学、経済、経営等の大学、企業の研究機関、そのフィールドとしての琵琶湖と山々、これらを支える県内外の人材など、他地域では見られない「智の利」を有しています。すなわち、「自然環境の中での住みやすさと創造性を育てる自然のフィールド」は、創造的な産業活動・研究活動の場として恵まれた地域とも考えられます。さらに、地理的に、京阪神圏域や中京圏域等の人やモノが重層的に行き来する地域でもあり、創造の源である様々な情報が集積する土地としても優位性を有しています。

このようなことから、一層科学技術の振興を図り、創造型モノづくりを目指して産業競争力を強化するとともに、大学を核とした人・技術・情報の連携を強化し、これを産業活動に還元する場づくり・システムづくりが求められています。

また、「モノづくりは人づくり」といわれるように、産業振興にとって人の存在は欠かせない要素ですが、滋賀県は、社会的人口増加、大学等における研究者、アジア地域等からの留学生、優秀な技術・ノウハウを有する企業退職者、NPO等活力ある市民とそのネットワーク形成など、人材面でのポテンシャルが高い地域であり、高度技能の養成など雇用面での施策と併せて、人材の育成と導入に向けた積極的な取り組みを進める必要があります。

戦略方向

【 】産業競争力、産業技術力の強化

産業競争力、産業技術力に視点をおき、中小企業のコア技術力の強化を重点に、企業の優秀な技術を基にしたビジネス展開と知的財産権の創造・保護を促進します。

【 】技術人材力の強化

人材力の強化は、産業技術力の強化にとって必要不可欠のものと捉え、中核となる技術人材の育成・確保など、産学官の連携により技術人材力の強化を図ります。

基本方策

【 】産業競争力、産業技術力の強化

(1) 産業競争力の強化

行政は、中小企業やベンチャー企業などに対し、技術力をはじめとする産業競争力の強化に向けた「やる気」の誘導、インセンティブの付与を中心におき、やる気を醸成しつつ、新技術開発の発掘・促進を進めます。

また、金融機関をはじめ産学官が一致協力して、実用化段階も含めた研究開発への総合的な支援を展開します。さらに、ビジネスインキュベーション機能の充実を図るとともに、企画から販売まで一貫した支援によりモノづくりの展開を促進します。

(2) 科学技術振興体制の確立と産業との連携

大学を核とした県全体の総合的な科学技術振興体制の構築を目指して、行政が中心となり金融機関等の参画を得ながら、これを産業振興に活かしていくための連携基盤を形成しつつ、大学、研究機関が有する「智」を中小企業へ活かしていく仕組みづくりを推進します。

(3) 中小企業のコア技術力の強化

「オンリーワン」「ナンバーワン」技術について、中小企業による活発な情報発信を求めつつ、産学官が一体となってコア技術の強化を図ることができる仕掛けを形成します。

また、設計力やデザイン性などにも注目し、県内のネットワーク活用により、差別化できる設計やブランド、製品づくりを進めます。

(4) IT、バイオ、ナノテク等先端技術力の強化

産学官は、IT、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー等の技術革新が期待される分野にも積極的に関与しながら、大学における先端的・先駆的な設備や取り組みの成果を活かしながら、既存の機械、電子、無機材質、有機材料等の技術分野との融合を図ります。

(5) 技術をビジネスにつなげる力の強化

産業支援機関等において、企画から販売までの一貫した支援のあり方を再検討し、優れた技術を活かしたビジネス展開を促していくとともに、このような方向で技術志向型ベンチャー企業の事業化を推進します。

(6) 中小企業の知的財産権にかかる総合的な支援強化

行政と学および関連機関が連携して、支援機能の強化等の面から、発明や特許など知的財産権にかかる知識の向上を図るとともに、これに関わる人材の強化・育成を進めます。

(7) ものづくりクラスター等の本県への導入

近畿産業クラスター計画による「ものづくりクラスター」等の広域的な取り組みに対し、本県の産学官ネットワーク力を活用してその導入を図る一方で、近畿におけるロボット分野の推進など新しい動きについては、絶えず情報収集等を行い、本県技術開発力をこの分野へ反映させます。

【 】技術人材力の強化

(1) 中核となる技術人材の育成・確保

地域はもとより産学官が、高度な技能や技術を社会的に評価することが重要であり、これを育成、継承するための教育や研修、職場内訓練(OJT)の充実を図り、企業内や地域での中核となる技術人材の重層的な蓄積を推進します。また、中核的な技術を担う人材について、その求人・求職にかかる情報の充実を図ります。

(2) 企業における人材育成の強化と人材流動化の促進

専門機関での研修と企業内教育の充実を図るとともに、ITを活用した人材教育を推進します。また、人材の流動化に伴うミスマッチの解消に向けて、コンピューター等による求人採用情報の利用促進やニーズに合致した職業訓練、人材のマッチング等の取り組みを推進します。

(3) 教育と職業能力開発機能の強化

産学官がそれぞれが、教育と職業能力開発に対する役割を認識し、各種経済団体や産業支援機関と連携した、企業の求める人材の育成をはじめ、県内大学の活用、学校教育との連携など、職業能力開発機能の強化を推進します。また、家庭や地域での職業意識の向上を図ります。

(4) 時代の変化に対応した地域産業の創生

- - - 地場産業と商業機能、サービス・流通機能 - - -

戦 略 視 点

製品やサービスの低価格化、景気の低迷と消費の冷え込み、市街地の空洞化など、時代の変化に最も深刻な影響を受ける地域産業については、時代の変化を読みとり、これに即応できる自らの変化が大切であり、そのためには、県民も含めた産学官の力を結集して、人々のニーズの変化などに着目しながら、滋賀の広域的な（その地域に止まらない）資源を活かした地域ぐるみの産業競争力強化に向けた支援体制づくりが必要と考えられます。

また、滋賀県では、NPOや地域コミュニティの活力、あるいは学生などの若い力にも注目することができますが、これらを積極的に活用した地域産業からの自己改革意欲が重要であり、それを後押しし、地域産業のやる気〈チャレンジ精神〉を伸ばしていけるような県全体の環境づくりが求められています。

さらに、地場産業をはじめとする地域産業振興策の推進にあたっては、行政、支援機関、地場産業関連団体等とはその連携を深め、本指針の他の箇所でも位置づけている産業環境や産学官連携、創造型モノづくりなどにおける諸施策を地域産業振興にも反映させていくとともに、伝統産業の魅力や発展可能性に着目した取り組みを進める一方で、時代の変化を捉えた中でその推進体制を絶えず検証していくことが必要です。

「地域産業」＝ 地場産業、商業（商店街）・サービス業で、主として地域の資源・労働力・顧客・ニーズ等を基に活動を展開している産業

戦略方向

【 】地場産業の活性化

地場産業においては、新分野への進出、新事業展開など、時代の変化に即応した新しい取り組みが重要との認識に立ち、その自立・発展を促進します。

【 】まちづくりの基盤となる商業機能の再生

まちづくりと連動した取り組みに基づかないかぎり、今日の商業機能の再生は果たし得ず、このことをベースに据えた産学官連携の振興策を展開します。

【 】サービス機能および流通・物流機能の活性化

滋賀県におけるサービス機能の今後の発展可能性を十分に捉えつつ、滋賀県の地理的条件の変化を見据えた中での流通・物流機能の充実を図ります。

基本方策

【 】地場産業の活性化

(1) 交流・連携による地場産業振興策の推進

地場産業の振興においても、滋賀県内における経済や経営、理工、医学、社会、福祉、デザイン、環境など幅広い分野にわたる特色ある大学、民間研究所等を積極的に活用していく方向で、それらの人的ネットワークや異業種交流の場等を活かして、製品開発力の強化や新たな販売チャネルの開拓など、滋賀の特色を活かした地場産業振興施策を推進します。

(2) 滋賀のブランド力の強化・発信

産学官が連携して、消費者のニーズを満たすインパクトのある商品づくりを進め、既存メディアとの人的ネットワークやインターネットの活用等によりPR力を強化し、地場のブランド力やイメージの向上を図ります。

また、滋賀の素材や地域資源をベースに新たな技術を導入し、美しく健康的な暮らしや環境づくりに役立つ価値あるモノやサービスを、新たなブランドを形成していきます。特に、住まいや健康、食など生活に密接に関係するテーマを設定するなど、これまでない新しい方向から事業の取り組みを推進します。

(3) 重点産業分野との連携や重点先端技術の活用

行政、関係団体等は、環境、健康福祉、観光、バイオなどの分野における大学等の研究成果やIT、バイオ、ナノに関わる先端技術について、地場産業への導入を促進し、技術水準の向上と新産業分野の展開を推進します。

(4) 産業競争力の強化〔再掲〕

行政は、中小企業やベンチャー企業などに対し、技術力をはじめとする産業競争力の強化に向けた「やる気」の誘導、インセンティブの付与を中心におき、やる気を醸成しつつ、新技術開発の発掘・促進を進めます。

また、金融機関をはじめ産学官が一致協力して、実用化段階も含めた研究開発への総合的な支援を展開します。さらに、ビジネスインキュベーター機能の充実を図るとともに、企画から販売まで一貫した支援によりモノづくりの展開を促進します。

【 】まちづくりの基盤となる商業機能の再生

(1) まちづくりと一体となった商店街等の再生

行政は、地域の商店街、支援機関等と連携して、地域の人たちの視点に立って商業機能の再生を考え、まちの個性や機能を念頭においた総合的な視野から、まちづくりと一体となった商店街再生等の取り組みを進めます。

また、商業機能向上の面から、地域内の住民やNPO等を含む産学官が

連携して、バリアフリーによる安心して歩きやすい道づくり、公共交通の利便性の向上、駐車場の整備等によりアクセスしやすい環境整備を進めるとともに、美しい景観づくりにも配慮し、文化・交流・福祉などの機能強化や新たな集客機能の開発、創意工夫をこらしたイベントの開催等により、まちそのものの吸引力を高めます。

(2) I T の活用による商業機能の向上

商店街等は、地域通貨やインターネットを活用したオンラインショッピング、F A X 宅配、独自のカード導入、電子マネーシステムなど、顧客との様々なネットワークツールを積極的に導入し、I T を活用した商業機能の向上を図ります。

(3) 消費を喚起する創造型、生活文化提案型の商業機能の育成

高齢化社会に対応した取り組みや環境問題解決に向けた対策、また情報化社会の進展や女性の社会進出への対応など、社会や地域のニーズを十分にくみ取った、新たな商品やサービスの提供の促進に向けて、産学官と商店主等が連携し、消費を喚起する創意工夫をこらした取り組みを進めます。

(4) 個店の振興

事業者が、顧客ニーズを的確に把握し、しっかりとした商品戦略を持ち、適切なマーケティング戦略を展開するなど、個店がその力を高め、特色のある店づくりを行おうとすることに対し、商工関連団体をはじめ産学官が連携して相談・支援体制の充実を図ります。

【 】 サービス機能および流通・物流機能の活性化

(1) 「地の利」の総合的かつ戦略的な活用に向けた取り組み

近畿圏や中部圏、北陸圏をつなぐ広域的な道路交通網等の整備において、これらが県のサービス機能や流通・物流機能に与える影響を、滋賀県の卸機能の動向も含めてしっかりと実態把握した上で、国内だけでなく海外との連携をも視野においた滋賀の「地の利」を最大限に活かせるよう、交通インフラのサービス機能面、流通・物流面での活用に向けた取り組みを推進します。

(2) 多様なサービス業の創造と展開

人口増が続き、加えて市町村合併が進行しつつある中、都市型サービス業や文化、スポーツ、レジャー産業等の振興、また、高齢化社会のニーズに対応する医療や健康福祉関連サービス業の振興、さらに対事業所向けサービス業の需要開拓などに視点を当てて、時代の先を見越した多様なサービス業の創造と展開を進めます。

(3) サービス機能とモノづくりとの融合

産業構造の転換に向けて、これまでの産業分類にとらわれないさまざまな事業展開を重視し、モノづくり産業の技術や人材を活かして新たな付加価値を生み出すサービス機能の活性化を図るなど、産学官が連携してサー

ビス機能とモノづくりの融合に向けた取り組みを展開します。

(4) 滋賀の産業構造に即した流通・物流機能の充実

必要なモノをきちんと手配できるような製造と物流がミックスした特色ある物流拠点が求められており、京阪神、中京、北陸の3圏域との結節点にある滋賀の強みを活かして、滋賀の産業集積に即した物流機能を充実強化します。

また、観光産業等と連携した新たな市場開拓や新規事業者の参入促進など、流通・物流機能の一層の充実に向けた取り組みを進めます。

(5) 高度でかつ効率的な物流機能の強化

企業、事業者において、ジャストインタイム等の高度な管理物流体制の展開や内陸税関の活用等国际物流への展開など、物流機能の高度化に向けた取り組みを進めます。

また、鉄道貨物輸送とトラック輸送の連携拠点の整備、生活環境と物流環境との調和、環境にやさしい物流機器の導入等を進め、より環境にやさしい物流機能の創造を図ります。

(5) 県民の力を原動力とした経済の再生

- - - N P O ・ コミュニティビジネス - - -

戦 略 視 点

北米ビジネスの再生は、民からの自主的な産業支援によるところが大きいといわれていますが、これから滋賀県経済の再活性化を考える上でも、その動きの素早さと自由度の面で、N P O やコミュニティをエリアとした小規模ビジネスの役割はたいへん大きいと考えられます。小さいながらも、未来に開けた大きな可能性を秘めている事業型のN P O やコミュニティビジネス等について、その第三の経済主体としての雇用や地域経済に与える効果の面にも注視しながら、これら県民の活力を産業にも活かせることができる産学官ネットワークシステムを形作っていくことが必要と考えられます。

また、地域固有の問題を地域住民の社会参加を背景にして解決していくということから、行政、企業、商店街等とN P O、コミュニティビジネス関係者との協働によって、積極的に「官から民へ」の動きを進め、新しいビジネス・チャンスの拡大を目指していくことが求められています。

「コミュニティビジネス」=主として地域に係る問題に対応して地域資源を活用して解決にあたる地域コミュニティに密着した小規模のビジネス

戦略方向

【 】 N P O 活動の産業振興面への反映

N P O や県民活力を新たな経済主体、あるいは経済再生の原動力として捉え、活発化してきている産業支援型のN P O を含めて、その活動を促進します。

【 】 コミュニティビジネスの振興

コミュニティビジネスは、2 1 世紀型の柔構造の産業スタイルへの移行に伴って、今後ますます活性化し、かつ雇用にも資するものとして捉え、その立ち上がりと需要開拓を促進します。

基本方策

【 】 N P O活動の産業振興面への反映

(1) 地域経済の新たな主体としての N P O活動の促進

N P Oを医療福祉や教育等の生活密着型サービス産業の担い手として、また、行政や企業がカバーできない部分で地域経済を活性化するものとして、さらには、ベンチャー企業や中小企業、 S O H Oビジネス等の小規模事業者との連携が求められる新たな経済主体として捉え、そのような地域経済の担い手としての N P Oの活動を促進します。

(2) 県民や N P Oからの発案 (産業振興策) の積極的な受け入れ

地域における先駆的な社会サービスの提供 (コミュニティビジネス) や住民・商店街・自治体の協働によるまちづくり、起業促進のための環境整備、循環型経済社会の構築、省エネルギー・新エネルギーの導入といった新たな政策課題の解決に向けて、知識を有する県民や専門性の高い N P Oとのパートナーシップが求められており、産業振興施策面で県民、 N P Oからの提案を積極的に受け入れ、産業振興面での協働の取り組みを積極的に推進します。

(3) 産業支援型の N P O活動の促進

起業支援、ベンチャー育成、人材育成等の面における N P Oの役割を重視し、産業支援面で産業支援型 N P Oをしっかりと位置づけるとともに、技術開発、社会ニーズ把握、商品開発など N P Oと中小企業とが連携した新事業創出の取り組みを推進し、エンジェルの発掘やベンチャー企業とのマッチングを行う N P Oの活動を促すなど、産業支援を行う N P O活動の一層の促進を図ります。

【 】 コミュニティビジネスの振興

(1) コミュニティビジネスの立ち上がり支援

コミュニティビジネスに関する普及啓発や多くの人的ネットワークが生まれるような交流の機会や場づくりを進め、産業支援機関をはじめ産学官が連携して、ノウハウや資金などの面においてコミュニティビジネスの立ち上がりを支援します。

(2) コミュニティビジネスの需要開拓の推進

環境産業や健康福祉産業等の分野に重点を置き、生活者や地域の視点に立ったサービスや商品の開発を進め、滋賀県ならではのコミュニティビジネスとしての新たなビジネスモデルの構築を促進します。また、アウトソーシングによる新たな需要開拓を進めます。

(6) グローバル化への対応

- - - ワールドワイドな視点 - - -

戦 略 視 点

製造業を中心とした県内産業において、世界経済の動向や国際市場の動きに大きな影響を受けるようになった今日、産業振興への取り組みについても海外の情勢を的確に捉え、ワールドワイドな視野で対応することが望まれているところです。

産業の空洞化を回避し、グローバル化への的確な対応を行うためには、国外への視野と国外への視野を一体として捉えた上で、グローバル社会への適応を促す県産業構造の転換を図りつつ、海外の最新情報を取り入れ、製品やサービスの付加価値を高めることが重要です。また、地域が一丸となって県内企業の海外事業展開、海外取引を積極的に支援し、国際市場で事業展開できる企業を育成するとともに、世界に通用する産業活動環境を整備すること、これによる海外からの企業や研究者等の誘致・招聘、県内企業とのパートナーシップの構築などにより、産業の活性化を推進することが大切です。

特に、アジア諸国との関係においては、生産拠点としての競合といったマイナス面として捕らえるのではなく、滋賀県の素材を活かした新しい技術や新サービスによる棲み分け、あるいはアジアを将来の有望市場として考えていく方向が重要です。

「ワールドワイド」 = アジア太平洋や欧米の諸国・地域に対して、その情勢を広くキャッチし、世界的な動きの中での国内の状況や将来性等を捉えること

戦略方向

- 【 】 技術情報交換等による県内産業のグローバル化の推進
県内産業自らの積極的なチャレンジを基にして、グローバル化への対応が図られるよう、企業におけるグローバルな事業展開を促進します。
- 【 】 県内企業の海外戦略の推進と海外からの企業・頭脳の誘致
支援体制等の充実、人材の活用、情報の発信などの面から、企業の海外展開と滋賀への企業立地等を推進します。
- 【 】 段階を追った経済交流の推進
情報収集、ミッション事業、民間経済交流の展開と、段階を追った経済交流を推進します。

基本方策

【 】技術情報交換等による県内産業のグローバル化の推進

(1) 県内産業の高付加価値化の推進

「日中合作」の試みなどお互いの利点を活用し合う互恵的な国際経済交流を通じて、企業自らが積極的な技術交流、情報交流を展開していくとともに、国際間の産学官連携、地域間連携をより一層推進することにより、国際競争力の強化を目指した取り組みを展開します。

(2) 産学官一体となった企業のグローバルな事業展開のバックアップ

現地情報の収集し企業へ還元する体制を整えます。また、一方で、行政において、国際経済支援のあり方・方向等をきちんと整理し、友好姉妹州省との産業面での情報交流・連携を強化します。

【 】県内企業の海外戦略の推進と海外からの企業・頭脳の誘致

(1) 海外企業進出の支援体制の充実

産業支援機関をはじめ産学官のそれぞれが連携して、中小企業の海外における事業展開を支援するための諸機能を強化しつつ、海外進出企業におけるビジョン・戦略等の明確化を促すための普及活動・広報活動の充実を図ります。

(2) 国際ビジネス人材の活用

海外進出企業の協力や海外関係機関との連携等により、滋賀において海外ビジネス展開を指導・助言できる人材を確保するとともに、人的な交流の機会を創出します。

(3) 滋賀県からの効果的なビジネス情報の発信

海外の県人会や友好交流の機会を積極的に活用しながら、世界に向けた滋賀からの発信、PR活動の充実を図ります。

(4) 海外企業の受け入れ態勢の整備・充実

海外企業の立地を進めるため、ソフト面およびハード面の両方から整備を進める方向で、産学官にかかる関係機関、関係者が一丸となって海外企業立地の推進を図ります。

(5) 海外からの頭脳誘致戦略の展開

科学技術の推進とあわせ、中国や欧米等からのバイオ・IT・ナノ等にかかる優秀な技術者・技能者の誘致を図るなど、産学官によるネットワーク力を活かした頭脳誘致の戦略的な取り組みを展開します。

【 】段階を追った経済交流の推進

(1) 対象国の情報収集・分析

第1段階として、行政、産業支援機関が中心となり、大学等の情報網等を活用しながら、滋賀の産業ポテンシャル等に対する十分な検討をもとに、経済交流の相手方を選定するとともに、積極的な情報収集・分析等を実施します。

(2) ミッション事業の展開

第2段階として、行政等が中心となり、対象国との経済交渉、産業振興面にかかる諸調整などを目的としたミッション活動を展開します。

(3) 民間レベルでの経済交流の展開

以上の第1、第2段階で得られた成果の産業界等への還元を基にして、中小企業等がグローバルな事業展開を目指して、自主的かつ活発な経済交流、新事業展開を推進します。

章 滋賀県産業振興の基本方向と基本方策

3 経済社会環境の変化等への対応

現時点では捉えきれない社会経済環境の変化や世界や国内の新しい動きに対しては、下記の基本的な対応方針に基づき、産業振興新指針策定の後も継続して状況把握と必要に応じた調査研究を続け、指針の基本方向を重視しながら柔軟な対応を行います。

【経済社会環境の変化等とその基本的な対応方針】

経済社会環境の変化等	内 容	指針の見直しも含めた基本的な対応方針
構造改革 (「構造改革特別区域」) < 2002年度~2006年度 >	構造改革に向けた国等の制度や政策の改革方針について検討が進められており、「官から民へ」「国から地方へ」「地方からの提案に基づく特区」などの流れの一層の加速と、民間需要主導の着実な成長の実現に向けた審議がなされています。	時代の変化に対応できる産業活動環境づくりと、滋賀の実情に応じた産業・雇用対策、および企業や大学の自主的な取り組みの促進に重点を置きながら、諸施策の「選択と集中」に留意しつつ、「特区」に対する取り組みと国の構造改革に迅速・的確に対応した戦略的な産業振興策を展開します。
首都機能移転 < 2003年度~ >	国会等移転審議会で移転候補地として1999年末、「栃木・福島」「岐阜・愛知」「三重・畿央」の3地域が答申されましたが、移転するかどうかも含め、結論は2003年の通常国会に持ち越されています。	超長期的視点から議論した上で、早期に結論が出されることが肝要ですが、移転の動向によっては地域経済に大きな影響を与えることから、その動向を注視しながら、移転の動きが見られたときは、時機を逸することなく、この指針の総合的な見直しを行います。
市町村合併 < 2000年度~ >	地方分権の推進が実行段階となる中、2000年に滋賀縣市町村合併推進要綱を定める中、県内においても合併協議会が設置され、住民の意見を反映する形で市町村合併に向けた取り組みが進んでいます。	市町村合併は、地域の政策機能の向上とともに、産業基盤の充実等により地域経済面に関して大きな波及効果が期待できることから、市町村合併による地域ポテンシャルの変化を的確に捉えつつ、産業振興の基本方向と合併後の具体的な動きとの整合性を図ります。

経済社会環境の変化等	内 容	指針の見直しも含めた基本的な対応方針
税制改革 < 2003年度~2006年度 >	経済財政諮問会議で「民業拡大」による市場創造の観点等から法人税率引き下げによる経済活性化の論議や政府税制調査会における研究開発・設備投資減税の検討が行われており、平成15年度税制改正においては、研究開発・設備投資減税が導入されたところです。	本県への企業立地や第二創業、研究開発やベンチャー創業、NPO活動促進など、地域産業振興につながるよう新税制の活用を促進します。
知的財産立国 < ~2005年度 >	知的財産戦略大綱がとりまとめられ、大学に「知的財産本部（仮称）」が整備される方向ですが、今後は、2003年の通常国会までに「知的財産基本法（仮称）」の制定が進められ、具体的な行動計画が遂行されます。	国の知的財産戦略計画における地域的な展開と、県の「産業創造立県」に対応した国の取り組み（知的クラスター関連事業などを含む）を求めつつ、県内中小企業や大学等の知的財産の創造、保護、移転等に向けた積極的な振興策を展開します。
総合規制改革 < 2001年度~2003年度 >	2002年3月に規制改革推進3か年計画（改定）が閣議決定されるとともに、「経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革」として中間とりまとめられ、聖域なき規制の見直しが進められています。	規制改革は、地域の経済活性化や中小企業のグローバル競争での生き残りの上でも必要不可欠なものと位置づけ、地域の課題について研究を進めながら、国等に対して地域からの発案を積極的に行っていくとともに、新しい分野への企業の参入を図ります。